

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本県安第843号
令和3年9月1日
宮城県警察本部長

ストーカー加害者に関する精神科医療機関等との連携要領の改正について（通達）

ストーカー加害者に関する精神科医療機関等との連携については、「ストーカー加害者に関する精神科医療機関等との連携要領の制定について（通達）」（平成30年12月6日付け宮本県安第1043号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律が令和3年5月26日に公布され、同年8月26日に施行されたことに伴い、別添のとおりその一部を改正することとしたので、遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

ストーカー加害者に関する精神科医療機関等との連携要領

1 趣旨

この要領は、ストーカー加害者（以下「加害者」という。）の一部には、警告又は検挙されたにもかかわらず、ストーカー被害者等（以下「被害者等」という。）に強い執着心を抱き、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等を繰り返す者もいることに鑑み、このような者に加害行為を繰り返させないため、警察と地域の精神科医療機関及び行政機関（以下「医療機関等」という。）が連携して、治療、カウンセリング等（以下「治療等」という。）を受けさせ、被害者等に対する強い執着心を払拭することにより、加害者の更生及びストーカー被害の再発防止を図るものとする。

2 対象者

治療等の対象となる者は、加害者として、指導、警告、検挙等の措置が執られた者のうち、次の要件に該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 通院歴、言動等から総合的に判断して加害行為の原因に精神疾患があると認められる者
- (2) 精神科を受診し、又は行政機関に相談する意思を有し、医療機関等への個人情報の提供について、同意を得られた者

3 主な任務

(1) 警察本部

生活安全部県民安全対策課（以下「県民安全対策課」という。）は、宮城県精神科病院協会、宮城県精神神経科診療所協会、宮城県精神保健福祉センター、仙台市精神保健福祉総合センター及びストーカー事案を取り扱った警察署（以下「取扱警察署」という。）と緊密に連携し、個々の事案内容に応じて、受診する医療機関等との調整を図ること。

(2) 警察署

警察署は、県民安全対策課と連携を図り、管内の医療機関等の医師又は行政機関の担当者に治療等の趣旨等を説明し、その理解と協力を求めながら、連携可能な医療機関等の確保に努めること。

4 連携の概要

ストーカー加害者に関する精神科医療機関等との連携概要は、別表第1のとおりとする。

5 具体的な実施要領

(1) 対象者の選定及び治療等の勧奨

警察署長は、個々の事案内容等から判断し、警察から指導、警告、検挙等の措置を受けたにもかかわらず行為を繰り返したり、精神的な異常が疑われる言動があるなど医療機関等との連携の必要性があると思料される者を認めたときは、本施策の対象者として、施策の趣旨等を説明の上、治療等の勧奨を行うこと。

なお、対象者の選定に当たり、疑義が生じた場合、又は不明な点がある場合は、

県民安全対策課と事前協議の上、医療機関等との連携の必要性を判断すること。

(2) 受診に向けた医療機関等との調整及び選定

警察署長は、医療機関等との連携の必要性を認めた場合は、対象者の居住地、過去の受診歴等から適当な医療機関等を選定し、受診に向けた調整を行うこと。

(3) 対象者への説明

警察署長は、対象者に対しては、別表第2を使用して、受診する医療機関等への情報提供、受診に当たっての留意事項等を説明し、警察と医療機関等における情報共有について同意を得るものとする。

なお、対象者が未成年の場合には、保護者からも同意を得るものとする。

(4) 医療機関等への依頼

ア 医療機関等へ治療等を依頼する場合は、対象者に対し、次の同意書の作成を求め、医療機関等に対して治療等を依頼すること。この場合(イ)については、対象者が未成年及び家族の同意が必要と認められる場合に用いること。

(ア) 同意書（本人用）（別記様式第1号）

(イ) 同意書（家族用）（別記様式第2号）

イ 医療機関等へ説明する際は、別表第3を使用し、協力について理解を得られるよう努めることとし、必要に応じて、県民安全対策課と連携して、治療等の受入れについて調整を行うこと。

(5) 治療等の開始

治療等に関しては、医療機関等と対象者が日程を調整の上、実施することとし、取扱警察署は、事案の内容、対象者の言動等に応じ、必要がある場合には、医療機関等へ同行するなどの連携協力を図ること。

(6) 治療等の状況把握

県民安全対策課及び取扱警察署は、医療機関等との緊密な連携を図るとともに対象者に直接確認するなどの方法により、治療状況の把握に努めること。

(7) 治療等が中断した場合の対応

県民安全対策課及び取扱警察署は、医療機関等が対象者の治療等を拒んだ場合又は対象者が当該医療機関等における治療等を拒んだ場合で、対象者が継続して他の医療機関等の治療等を希望するときは、状況に応じて、他の医療機関等における治療等の継続の必要性を判断し、再度、受診可能な医療機関等の選定を行うこと。

6 精神科医等に対する謝金支給

(1) 支給事由

警察職員が医療機関等の精神科医等から次に掲げる内容の助言を受けた場合、当該精神科医等に対して謝金を支払うものとする。

ア 受診前の助言

選定した医療機関等の精神科医等に連絡し、当該対象者の情報を説明することにより、専門的見知から当該対象者に係る精神医学アプローチ等の必要性や警察職員が対象者に対応する際の留意事項に関する助言を受けた場合。

イ 受診後の助言

当該対象者が精神科医に受診するに至った後、当該対象者が再度つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の行為を行うことがないように、当該精神科医等の専門的見知から、警察職員が対象者に対応する際の留意事項に関する助言を得た場合。

当該助言には、警察職員が精神科医等から直接得る場合のほか、対象者及びその家族等とともに行う会議において得た場合も含む。

(2) 支給金額及び支出手続

別途、生活安全部県民安全対策課長（以下「県民安全対策課長」という。）が通知する。

(3) 継続中の事案

本制度により治療等に至り、継続して治療中の事案についても支給対象とする。

6 運用上の留意事項

(1) 治療等は、対象者の意思に基づき、任意で行われるものであることから、治療等の働き掛けに当たっては、対象者の意思を尊重し、強制に当たる言動は厳に慎むこと。

(2) 受診に要する費用は、対象者の自費による支払いとなることから、対象者に対しては、治療等の趣旨等について十分に説明を行うなど誤解を招くことがないように留意すること。

(3) 治療等の依頼は、医療機関等と十分に調整した上で行うものとし、医療機関等の意向に反して、無理に治療等を受入れさせることがないように十分配慮すること。

(4) 対象者が医療機関等の職員に対して、加害行為に及ぶような状況を把握した場合は、県民安全対策課及び取扱警察署が連携し、直ちに対象者の検挙、指導警告等必要な措置を講じるとともに、当該職員の安全確保に必要な保護対策を実施すること。

(5) 対象者の個人情報については、第三者に漏えいすることがないように取扱いに細心の注意を払い、保秘を徹底すること。

7 報告

(1) 事前報告

警察署長は、対象者が治療等に同意した場合は、ストーカー加害者の治療等に関する対象選定報告書（別記様式第3号）により、県民安全対策課長に速報し、受診等に向けた医療機関等の選定及び調整を協力して行うこと。

(2) 実施結果報告

警察署長は、医療機関等との情報共有により、受診状況等を把握した場合は、その都度、ストーカー加害者の治療等に関する受診等結果報告書（別記様式第4号）により県民安全対策課長に報告すること。

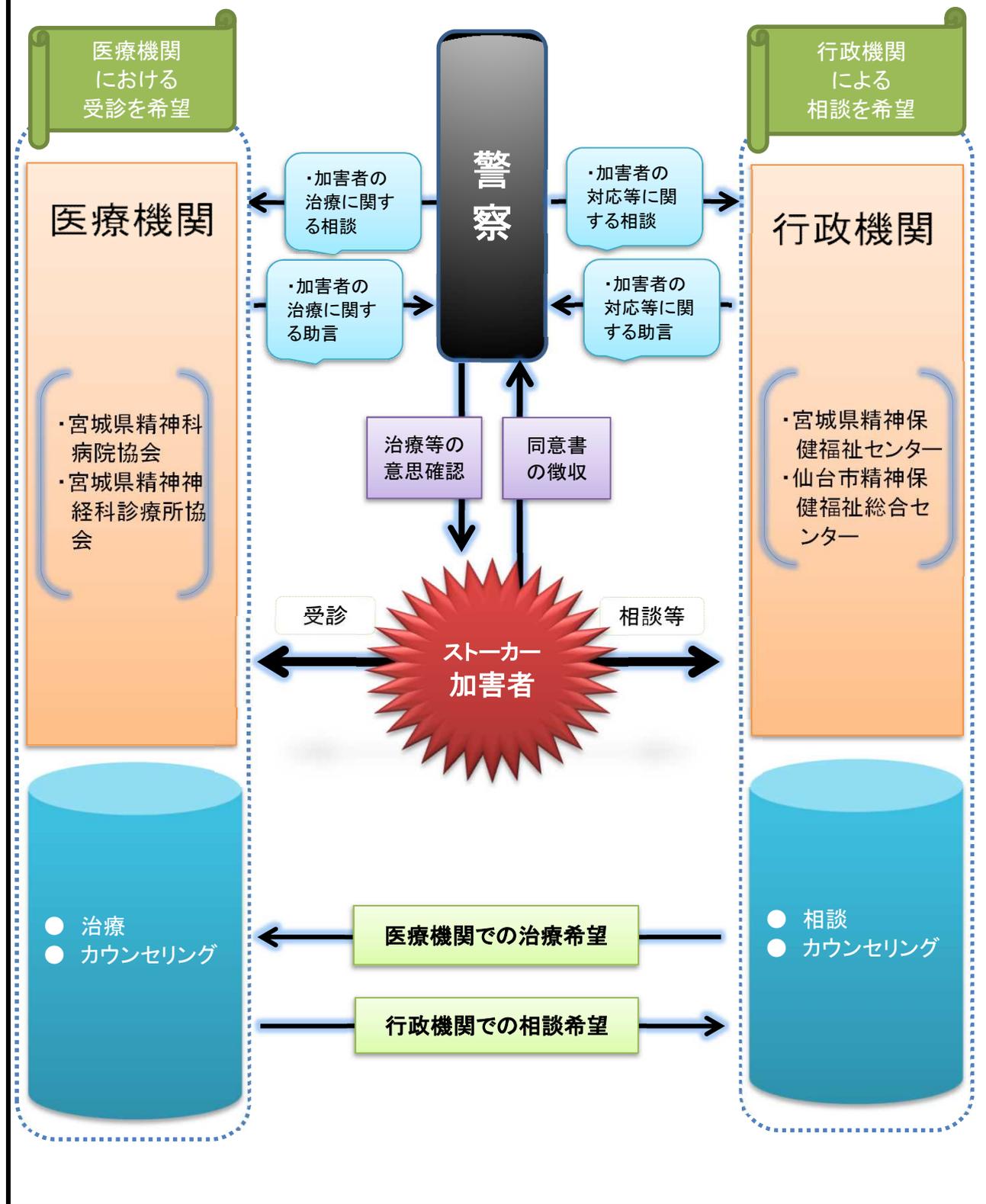
(3) 謝金支給予定報告

警察署長は、精神科医等からの助言を得た場合において、謝金の支給を予定するときは、精神科医等の助言結果報告書（別記様式第5号）により県民安全対策課長に報告すること。

(4) 謝金支給の決定

県民安全対策課長は、警察署長からの謝金支給予定報告を受け、謝金の支給を決定する。

ストーカー加害者に関する精神科医療機関等との連携概要



治療、カウンセリング等について

1 医療機関等における治療、カウンセリング等について

警察では、取り扱った事案の内容に応じ、その当事者に対して、医療機関等における治療、カウンセリング等（以下「治療等」といいます。）の呼び掛けを行っております。

治療等を希望される場合には、住所、氏名、生年月日等の事項とともに警察で取り扱った事案の概要について、あらかじめ、医療機関等に情報提供させていただきます。

2 同意書の提出について

治療等を希望される方には、警察と医療機関等の間で行われる情報提供について、「同意書」の提出をお願いしています。

また、治療等を希望される方が未成年の場合は、保護者に対しても「同意書」の提出をお願いしています。

3 個人情報の取扱いについて

警察や医療機関等には守秘義務が課せられており、治療等を希望される方の個人情報の保護を徹底しています。

4 治療等の費用について

治療等の費用については自己負担となります。

5 現に精神科等の医療機関に通院されている方について

現に精神科、心療内科等を受診し、医療機関に通院している方には、原則、通院先の医療機関での治療等をお願いします。

他の医療機関での治療等を希望される場合は、通院先の医師からの紹介状が必要となる場合があります。

6 治療等の拒否について

医療機関等に治療等を義務付けるものではないため、医療機関等において、治療等を拒否する場合があります。

ストーカー加害者に対する取組への御協力について

1 趣旨について

ストーカー行為を繰り返す加害者に対し、医療機関等の協力を得ながら治療、カウンセリング等（以下「治療等」といいます。）の機会を与え、被害者に対する強い執着心を軽減することにより、加害者の更生とストーカー被害の未然防止を図るものです。

2 加害者等に対する治療等の働き掛けについて

治療等による効果が期待できると認められた場合に加害者又はその家族に対して、治療等の働き掛けを行い、受診を促します。

3 加害者等の同意と治療等の依頼について

医療機関等に治療等を依頼する場合には、警察と医療機関等の間で行われる情報提供について、加害者から同意を得ます。

加害者が未成年の場合は、保護者からも同意を得ます。

4 治療等の判断について

治療等の可否、継続等の判断については、医療機関等で行っていただきますので、事案の内容、加害者の言動等から治療等を拒絶又は中止しても差し支えありません。

5 治療費について

治療等の費用については、加害者の自己負担となります。

6 個人情報の取扱いについて

加害者の個人情報の取扱いについては、保秘の徹底など特段の御配慮をお願いします。

7 警察による治療等の支援について

治療等を行うこととなった場合には、必要に応じて警察官が診察に付き添うなどの支援をします。